

指名停止措置に係る苦情申立て及び回答の概要

1 苦情申立て者及び住所

申立者 株式会社キャリタス
住 所 東京都文京区後楽二丁目5番1号
飯田橋ファーストビル9階

2 苦情申立て年月日

令和6年8月8日

3 苦情申立てに係る措置

東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）（以下「要綱」という。）別表8「契約不履行」に該当するものとして講じた、令和6年7月23日から令和8年7月22日までの24月の指名停止措置

4 苦情申立ての趣旨及び理由（原文ママ）

1 申立ての趣旨

令和6年7月23日付指名停止措置（6財経総第944号）（以下「本件指名停止措置」という。）は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（以下「要綱」という。）第10の第1項に該当することを理由に解除されるべきである。また、解除が認められないとしても、要綱第5の第5項第2号に該当することを理由にその指名停止期間（24月）が12月に短縮されるべきである。

2 申立ての理由

（1） 基礎となる事実

ア 当社は、東京都福祉局（以下「福祉局」という。）との間で、令和6年4月1日付請書に基づき、看護募集広告の掲載を内容とする請負契約を締結した（以下「本契約」という。）。

イ 当社は、令和6年4月12日、申立外株式会社クイック（以下「申立外クイック」という。）との間で、本契約の対象事業を運営するキャリタス看護事業（以下「対象事業」という。）につき、譲渡実行日を令和6年5月9日とする事業譲渡契約を締結した（以下「本件事業譲渡」という。）。

ウ 当社は、福祉局に対し、令和6年4月29日に開催された当社主催の病院就職合同説明会において、本件事業譲渡に関する説明を行い、本契約の今後の処理方針について相談した。また、当社は、令和6年5月8日にも福祉局を別件で訪問する機会があったため、その訪問の際に本件事業譲渡の話福祉局との間で行ったところ、本契約の今後の処理方針はまだ検討中との返答を受けた。

その後、本件事業譲渡が令和6年5月9日に実行されたことを受け、当社は、福祉局に令和6年5月15日付で事業譲渡先である申立外クイックを紹介した。その際、福祉局から当社に対し本契約上の地位は譲渡禁止規定（本契約第2項）があるため、

申立外クイックに譲渡・承継できず本契約は当社に帰属したままとなる(残る)が、今後、本事業譲渡の譲渡人である当社が、本契約を履行していくことは困難であろうから、そうならないように解約せざるを得ない旨の説明があった。また、上記過程において福祉局からは、解約申入書を後日に提出するよう要請があった。

エ 当社は、上記ウのやり取りを経て、本件事業譲渡の実行日の前日である令和6年5月8日に本契約を合意解約(解除)するものと認識し、福祉局に対し、日付欄及び解約日欄にそれぞれ「令和6年5月8日」と記入し、違約金対象期間も令和6年4月1日から令和6年5月8日までと記載した解約申入書を令和6年5月23日付で提出したところ、福祉局から当社に対して、日付欄を4月中の日付にして欲しいという追加要請があった。なお、福祉局から、解約日及び違約金対象期間についての修正要請は特段なかった。

オ 当社は、上記エの福祉局の要請を受け、福祉局に対し、改めて日付欄に令和6年4月17日と記入した解約申入書(以下「解約申入書」という。)を令和6年6月5日付で提出した。

カ 当社は、福祉局から、日付欄は令和6年5月2日、本文は「本契約を令和6年5月8日付で解除することにつき異議なく承諾した」旨が記載された「承諾書」(以下「承諾書」という。)の交付を令和6年7月3日付で受けた。なお、上記のとおり、本契約は、当社からの解約申し入れに対する福祉局の承諾という形で終了したが、承諾書の注記には、本契約は本契約条項7(2)により一部解除(福祉局からの解除請求)の旨が記載されていた。

キ 当社は、福祉局に対し、本契約の解除に伴う違約金として74,250円を本契約の契約金額77,300円と対等額で相殺する方法により支払った(承諾書別紙)。

ク 東京都知事は、令和6年7月23日、当社に対して、契約不履行を理由として、指名停止期間を24月(令和6年7月23日から令和8年7月22日まで)とする本件指名停止措置を決定した(令和6年7月23日付「指名停止通知書」)。

(2) 本件行為が要綱第10の第1項に該当すること

ア 理由の骨子

当社が本件事業譲渡の実行日以降、本契約を自社単独では履行できない状況に陥らせた行為(以下「本件行為」という。)は、契約不履行(要綱別表8「東京都発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合」)に該当するとのことである((1)ク)が、以下に述べるとおり、本件行為は契約不履行に当たらない。仮に、契約不履行に当たったとしても、「指名停止等の措置を受けた有資格者が、指名停止等の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったとき」(要綱第10の第1項)に該当するため、本件指名停止措置は解除されるべきである。

イ 令和6年5月8日を終了日とする合意解約の成立について

上記基礎となる事実のとおり、本契約の終了につき、実態としては令和6年5月8日を終了日とする合意解約(解除)が、令和6年7月3日付で成立していた。すなわち、承諾書の交付がされたのは令和6年7月3日であるものの、解約日欄に「令和6年5月8日」と記入し、違約金対象期間も令和6年4月1日から令和

6年5月8日までと記載した解約申入書に、福祉局が何らの異議も述べず（（1）エ）、承諾書には令和6年5月8日付で本契約を解除することにつき異議なく承諾する旨の記載があること（（1）カ）などからすれば、当社と福祉局との間では、本契約の合意解約（解除）の効力が令和6年5月8日に発生する合意が令和6年7月3日付で成立していたといえる。

ウ 小括

よって、令和6年5月9日に本件事業譲渡が実行されたとしても、上記のとおり、令和6年7月3日付で、本契約は令和6年5月8日に本契約の合意解約（解除）の効力が発生したこととなったため、これらの不履行をもって契約不履行と評価できない。

なお、仮に本契約の解除の効力が、福祉局が当社に対して承諾書を交付した令和6年7月3日に発生したと認定され、結果、本件事業譲渡の効力発生日の令和6年5月9日から令和6年7月3日の間、当社が本契約の履行不能に陥っていたと評価された場合、その違反との関係では、当社が福祉局により早く連絡をし、合意解約（解除）の手続を本件事業譲渡契約の締結日や事業譲渡の実行日より前に完遂していればよかったともいい得るが、①本件事業譲渡は上場会社である申立外クイックを相手方とするものであり、案件公表前に本件事業譲渡の事実及び本件事業譲渡に至る経緯を福祉局に伝達することは、インサイダー規制（金融商品取引法第166条第1項第4号、同条第2項第1号ワ、第167条の2第1項）との関係で慎重にならざるを得なかったこと（少なくとも案件が公表されるまで、当社は対外的な対応ができず、本件事業譲渡に関する説明が令和6年4月29日になってしまったことにはやむを得ないこと）、②解約日欄に「令和6年5月8日」と記入し、違約金対象期間も令和6年4月1日から令和6年5月8日までと記載した解約申入書に福祉局が何らの異議も述べなかった（（1）エ）という事情自体は否定されないことを考慮すると、本件行為につき当社に責があったとはいえないと評価されるべきである。

(3) 本件行為が要綱第5の第5項第2号に該当すること

仮に本件指名停止措置が解除されなかったとしても、本件指名停止措置の期間（標準期間の24月）は、以下に述べるとおり、本件行為が「その他特に必要があると認められるとき」（要綱第5の第5項第2号）に該当するため、24月から12月に短縮されるべきである。

まず、本件行為は、上記（2）ウに記載のとおり、インサイダー規制との関係から当社の福祉局に対する本件事業譲渡に関する説明が令和6年4月29日になり（（1）ウ）、かつ上記（2）ウに記載のとおり、本契約を令和6年5月8日付で終了させることに福祉局が異議を述べなかった（（1）エ）にもかかわらず、本契約の解除の効力が、福祉局が当社に対して承諾書を交付した令和6年7月3日に発生したため、いわば形式的に当社が本契約の履行不能に陥ったというものであり、契約不履行の態様としては悪質とはいえず、寧ろ軽微とすらいえる。また、当社は、福祉局に対し、本契約所定の違約金を既に支払っている（（1）キ）ため、本契約の契約不履行により福祉局が被った損害についても填補しているといえる。

一方、当社は、福祉局を含む東京都庁との間で、継続的に取引を行っており（指

名競争入札に限らず、一般競争入札及び随意契約を含む。) 、前期の売上高は1億円を超える額となっている。本件指名停止措置により、当社は、本件指名停止措置の期間、指名競争入札だけではなく、新たな一般競争入札や随意契約もできなくなるため、本件指名停止措置による当社に対する不利益は極めて大きく、本件指名停止措置の期間(24月)は、契約不履行の態様及び福祉局が被った損害に比して均衡を欠くといえる。

したがって、本件行為は、「その他特に必要があると認められる」と評価されるべきと思料する次第である。

以上

5 苦情申立てへの回答内容の概要

申立者は、福祉局発注の「看護師募集広告の掲載(キャリアタスク看護)」において、契約締結後、本契約を含む事業を他社へ譲渡する意向を示したが、本契約に係る権利の譲渡を禁止する請書第2項の規定に反するため、本契約の譲渡ができず、その結果、履行期限を令和7年3月31日までとする本契約の履行が困難となったことから解約申入書の提出に至り、令和6年5月8日をもって契約を解除された。

仮に本契約の譲渡が可能であった場合でも、事業譲渡先事業者においてWEBサイトの運営内容が決まっておらず、本契約の仕様内容を履行できる状態になかったことを、令和6年5月15日に申立者同席の上で事業譲渡先事業者を確認している。

自社の都合により履行期間中に契約を解除することは、東京都の事業執行に支障を生じさせる行為であり、要綱別表に定める措置要件8「契約不履行 東京都発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合」に該当し、標準の指名停止期間24月の措置を行ったものである。

なお、福祉局から交付した承諾書については、申立者からの解約の申入れを承諾したものに過ぎず、申立者の都合により当初の契約内容を履行しなかった事実が変わりはないことから、要綱第10の1に基づく指名停止の解除は行わない。

また、違約金については申立者から提出された請書に基づき支払われたものであり、要綱第5の5(2)に規定する指名停止期間を短縮する理由には当たらない。